

横浜市中央卸売市場の再編・機能強化について

平成 26 年度の再編・機能強化のスケジュールについて

1 本場の機能強化について

(1) 南部市場から本場への水産物部仲卸店舗の移転については、5 月中に南部市場事業者の最終的な意向を確認し、両市場の事業者との調整を行ったうえで、8 月末までに本場仲卸売場での店舗配置を決定します。

また、南部市場から移転する事業者の受入れや低温化する水産棟内の円滑な動線の確保のため、本場では事業者の同意を得たうえで、一部店舗の配置換えを実施するとともに、南部市場事業者に対しては、移転に向けた準備を促していきます。

そして、南部市場を中央卸売市場として廃止する 27 年 3 月末までには、店舗の移転を完了します。

(2) 水産棟の低温化改修工事については、入札・契約の手続を進め、第 4 回定例会に契約議案としてお諮りし、議決をいただいたうえで 27 年 1 月に着工、工期は 28 年 3 月末までの 15 か月を予定しています。

また、26 年 10 月から 11 月にかけて水産棟の外部舗装工事を行います。

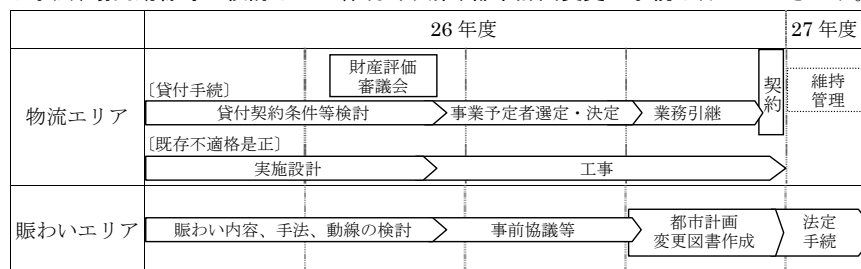


2 南部市場跡地の利用について

3 月に物流エリアと賑わいエリアのゾーニングが確定したことを踏まえ、物流エリアについては、各事業者が跡地活用に向けた具体的な準備を進めます。また、貸付料等、具体的な貸付条件を上半期中に確定し、今年度末に賃貸借契約を行います。

既存不適格の是正については、上半期中に実施設計を完了し工事に着手、今年度中には是正工事を完了します。

賑わいエリアについては、引き続き場内関係事業者の意見を広く聴きながら、内容や手法、場内動線等の検討を進め、固まり次第、都市計画変更の手続を行っていきます。



【参考】

1 南部市場跡地での物流について

南部市場は中央卸売市場を廃止しますので、27 年 4 月以降、南部市場跡地を卸売業者は市場外指定保管場所として、仲卸業者は市場外施設として使用することで、卸売業者・仲卸業者・売買参加者が本場で取引した物品の受け渡しを行い、本場を補完する加工・配送、流通の場として活用します。

市場外指定保管場所（卸売市場法第 39 条、横浜市中央卸売市場業務条例第 42 条）

卸売業者からの申請に基づき市長が市場外指定保管場所として指定します。市場外指定保管場所とは、産地からの物品を、市場を経由しないで直接受け渡しできる場所です。

市場外施設（横浜市中央卸売市場業務条例第 49 条）

仲卸業者は開設者に届け出れば、市場外に貯蔵・保管・仕分け・配送等の場所を設置することができます。市場外施設では、買い手から注文があった物品を受け渡すことができます。

2 再編後の南部市場水産物部仲卸業者の業態について

南部市場水産物部仲卸業者に対して 3 月に個別ヒアリングを実施し、事業者ごとに市の移転支援策、本場の使用料、施設の状況等を説明しながら、改めて意向を確認しました。その結果による現時点での業態の見込みは、次のとおりです。

今後、南部市場廃止後の業態が決まっていない事業者については、仲卸業者として本場に移転するか、または共同仕入方式により売買参加者の資格を取得するかなど、早期に業態を決定していただきます。

業態	事業者数 26 年 3 月 20 日現在
仲卸業者	13
売買参加者	2 (2)
仲卸業者又は共同仕入方式	5 (1)
その他	1
廃業	1
合計	22

注) * 事業者数の () は、本場の売買参加者の資格基準を満たしている数(内数)です。

* 共同仕入方式：共同仕入会社の設立、または有資格事業者による仕入代行

* 「その他」は、仲卸、売買参加者の資格を取得せず、仲卸等から仕入れた物品を販売するなど、異なる業態に転換するもの。